

**令和6年度 障がいのある人を対象とする
兵庫県公立大学法人兵庫県立大学大学院
淡路緑景観キャンパス事務嘱託員採用選考案内**

・受付期間 令和6年2月1日(木) ～ 採用者が決まり次第終了します。

※受付は郵送又は持参でお願いします。

・試験日 受付後、個別に連絡します。

・任用期間 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)

・勤務場所 淡路緑景観キャンパス(淡路市野島常盤954-2)

1 募集職種、採用予定人員等

募集人員	主な職務内容	勤務形態
1 人	大学院の景観園芸科目などに係る補助業務等（教員等との連絡調整に基づく資料作成・整理、広報、発注事務に係る補助等）	週 38 時間 45 分 (原則 7 時間 45 分×週 5 日) ※短時間勤務を希望する場合は要相談

2 受験資格

- (1) 令和6年4月1日現在で18歳以上の方(年齢の上限はなし)
- (2) 任用の日に淡路緑景観キャンパスに勤務可能な方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県公立大学法人又は兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
 - エ 兵庫県公立大学法人との契約期間（契約が更新された場合は、更新後の期間を含む。）が5年以上となる非正規職員（事務嘱託員を含む）
- (4) 電話対応、メール操作ができる方
- (5) Word、Excel 等のパソコンの操作ができる方
- (6) 次に記載する手帳又は判定書のいずれかの交付を受けている方
 - ア 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳
 - イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書

3 選考方法

(1) 選考方法

所定の応募書類、面接試験による選考

(2) 日 時

受付後、個別に連絡します。

(3) 場 所

淡路緑景観キャンパス

淡路市野島常盤 954-2 TEL:0799-82-3131

4 申込方法

(1) 申込先

下記まで郵送又は持参で所定の応募書類(写真を貼付したもの)を提出してください。

なお、応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホッチキス留めせずに提出してください。

〒656-1726 淡路緑景観キャンパス経営部総務課 (TEL : 0799-82-3131)

(2) 応募書類

ア 淡路緑景観キャンパス事務嘱託員申込書(様式1)

イ 履歴書(様式2)(要写真貼付)

ウ 職務経歴書(様式任意)

エ ハローワーク紹介状(※ハローワークから紹介を受けた方のみ)

※ 申込者には、面接試験日時・会場等を記載した案内を郵送します。

※ 申込者には、面接試験日時・会場等を記載した案内を郵送します。

※ 84 円切手を貼付した返信用封筒を同封してください(宛名は、郵便を受け取れる宛先を記載してください)。

※ なお、応募書類を発送後、10日を経過しても案内が届かない場合は、淡路緑景観キャンパス経営部総務課まで電話で照会してください。

5 合格発表

合否にかかわらず、面接後10日間以内に文書で通知します。

6 採用予定時期

(1) 採用日は、原則として令和6年4月1日(月)です。

7 雇用期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日です。

(成績が良好な場合、通算3年間まで更新する可能性があります。)

8 勤務条件等

- (1) 給料（地域手当を含む。）

月額 169,232 円

※短時間勤務の場合は、勤務時間数により変動します。

- (2) 期末手当・勤勉手当

年間 2.7 月（6 月期 1.35 月、12 月期 1.35 月（在職期間・勤務状況による変動あり）

※短時間勤務の場合は、支給されない場合があります。

- (3) 通勤交通費

正規教職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

- (4) 勤務時間

週 38 時間 45 分（原則 7 時間 45 分×週 5 日）

※短時間勤務を希望する場合は、要相談

- (5) 休日

土・日・祝・他（12 月 29 日～1 月 3 日）

- (6) 休憩時間

60 分(原則 12 時～13 時)

- (7) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

特別休暇（夏季休暇、子育て支援休暇、忌引休暇等）があります。

- (8) 社会保険

雇用保険、労災、健康保険、厚生年金

9 その他

- (1) 応募資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、採用を取り消します。

- (2) 原則として兼業を行うことはできません。

- (3) 組織改編等により、業務内容等に変更が生じることがあります。

- (4) 車いすを使用するなどの場合、また、その他特に受験上の配慮が必要な方は、申込書（様式 1）の「その他」欄へ記入してください。